

諮問第 125 号

兵庫県環境審議会

令和3年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する  
計画について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定による公共用水域及び地下水の水質測定計画に関して、令和3年度の計画を定めたいので、同法第21条第1項の規定により諮問します。

令和3年2月8日

兵庫県知事 井戸 敏



（諮問理由）

公共用水域及び地下水の水質の測定に関する令和3年度計画の作成に当たり、測定すべき事項、測定の地点及び方法、その他必要な事項について意見を求めるものである。



## (参考) 関係規定の概要

### ○水質汚濁防止法

(常時監視)

第 15 条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（放射性物質によるものを除く。第 17 条第 1 項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない

(測定計画)

第 16 条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

2 測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

(都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等)

第 21 条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第 43 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第 43 条第 2 項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。

### ○環境基本法

第 43 条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。